

## 審査ニュース 157号

### 請求レセプトに対する保険者からの疑義、 および再審査請求の事例について

医療・在宅委員会

今回の審査ニュースは、請求レセプトに対する保険者からの「疑義や再審査請求」についてご紹介します。よく見かける簡単な算定ミスや、間違いやすい算定ミスを取り上げてみました。

キチンと調剤し、請求したつもりが査定された事例を紹介します。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の査定事例について解説します。

1. 特殊な外用薬の調剤料について
2. 投与制限が設けられている医薬品について
3. 自家製剤加算の算定について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

事例1 (査定事例)

〈処方〉

フェントステープ 2mg 7枚  
 フェントステープ 1mg 7枚  
 1日1回就寝前 腹部貼付

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	8・11	8・11	フェントステープ 2mg 【外用】 1日1回 7枚	766	1	10	766	麻 70
1	1	8・11	8・11	フェントステープ 1mg 【外用】 1日1回 7枚	411	1	10	411	麻 70
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義?】  
 フェントステープ2種類の使用ですが調剤料、加算の算定はいかがでしょうか?



調剤料 10点?  
 麻薬加算 70点?

〈審査結果〉 ※査定

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	8・11	8・11	フェントステープ 2mg 【外用】 1日1回 7枚	766	1	10	766	麻 70
1	1	8・11	8・11	フェントステープ 1mg 【外用】 1日1回 7枚	411	1	10	411	麻 70
摘要									

一般的に、同一の処方せんにおいて、貼付剤が複数以上ある場合の請求については、同一成分であっても異なる使用部位、成分量が異なる薬剤の使用については別剤と考えられます。従って外用薬調剤料は複数算定可能（最大3調剤）です。

例えば

〔① ケトプロフェンテープ20mg 7枚 1日1回右肩に貼付〕の処方では外用剤調剤料（10点）は①、②の両方で算定可能です。

しかしながら、本処方においては、フェントステープを貼付することによる疼痛緩和が目的となります。

<以下、添付文書情報抜粋>

本剤は、オピオイド鎮痛剤から切り替えて使用する。通常、成人に対し胸部、腹部、上腕部、大腿部等に貼付し、1日（約24時間）毎に貼り替えて使用する。  
 初回貼付用量は本剤貼付前に使用していたオピオイド鎮痛剤の用法・用量を勘案して、1mg、2mg、4mg、6mgのいずれかの用量を選択する。その後の貼付用量は患者の症状や状態により適宜増減する。

医師の意図はフェントステープ3mgを1日1回腹部に貼付することによる疼痛緩和を目的としています。このことから、調剤料、麻薬加算についても2剤目は査定としています。このように複数の薬剤を使用することにより用量を選択する場合については1剤として判断されるものと思われま

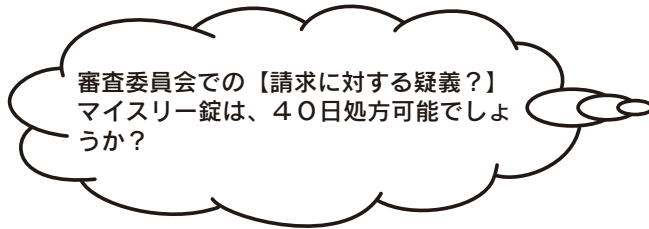
す。今後、使用目的から見た場合の調剤料等の技術料の算定については、注意すべきものがあるようです。

事例2 (査定事例)

レセプト請求例

〔 マイスリー錠10mg 1錠  
【内服】 1日1回寝る前 40日分 〕

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7・29	7・29	マイスリー錠10mg 1錠 【内服】 1日1回寝る前	7	40	89	280	向8
摘要	海外旅行のためマイスリー錠を長期投与								



〈審査結果〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7・29	7・29	マイスリー錠10mg 1錠 【内服】 1日1回寝る前	7	<del>40</del> 30	<del>89</del> 81	<del>280</del> 210	向8
摘要	海外旅行のためマイスリー錠を長期投与								

通常1回30日分を投与限度とされている内服薬については、たとえ特殊な事情があったとしても、1回30日分を超えて投与することは保険請求上認められていません。そのため調剤料および薬剤料について、10日分は査定となりました。

※ただし、船員保険法に係る処方せんについては、この限りではありません。

(平成26年度版保険調剤Q&A Q106～Q111参照)

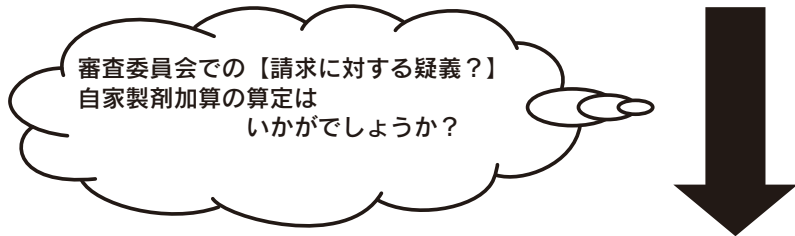
審査ニュース

事例3 (査定事例)

レセプト請求例

〔メネシット配合錠100 1.5錠  
【内服】 1日3回毎食後 14日分〕

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7・29	7・29	メネシット配合錠100 1.5錠 【内服】 1日3回毎食後	5	14	63	70	自40
摘要									



〈審査結果〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7・29	7・29	メネシット配合錠100 1.5錠 【内服】 1日3回毎食後	5	14	63	70	<del>自40</del>
摘要									

本剤においては、同成分薬で後発品の、ドパコール配合錠L50が薬価収載されているため、自家製剤加算の算定は認められておりません。同量・同成分の薬価収載の有無の確認には、製品名だけでなく、一般名（このケースではレボドパ・カルビドパ水和物）での確認をお願いします。

＜支払基金の「突合点検」結果について＞

処方箋内容		投与 日数	保険薬局の誤請求内容		投与 日数	誤請求理由	保険薬局への 査定内容	査定 事由
			ロキソニンテープ100mg 10cm×14cm	7枚		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			アラセナA軟膏3%	5g				
			グリセリン浣腸「オワタ」小児用30 50%30ml	3個		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			リレンザ5mg	20B		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
ムコダインDS 50%	0.7g		ムコダインDS 50%	7g		処方箋内容と不一致(数量入力誤)	7g ⇒0.7gに査定	B
			バルトレックス錠500 500mg	2錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
レバミピド錠100mg「NP」	3錠		レバミピド錠100mg「NP」	33錠		処方箋内容と不一致(数量入力誤)	33錠 ⇒3錠に査定	B
ロキソニン錠60mg	2錠		ロキソニン錠60mg	23錠		処方箋内容と不一致(数量入力誤)	23錠 ⇒2錠に査定	B
			ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「トーワ」	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ヒアルロン酸Na点眼液0.1%「ファイザー」5ml	2瓶				
			プロプレス錠8 8mg	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A

<b>査 定 事 由</b>	A	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの
	B	療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの
	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの
	D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
	F	固定点数が誤っているもの
	K	その他